

## 承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

### 1 ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンに概要について

#### (1) 主成分

マダイイリドウイルス不活化ウイルス、ビブリオ・アングイラルム不活化菌、ラクトコッカス・ガルピエ不活化菌

#### (2) 対象動物

ぶり

#### (3) 用法及び用量

体重約15g～約120gのぶりの腹腔内（魚体の腹鰭を体側に密着させたとき先端部が体側に接する場所から腹鰭付け根付近までの腹部正中線上）に連続注射器を用い0.1mlを1回注射する。

#### (4) 効能又は効果

ぶりのイリドウイルス感染症、ぶりのビブリオ病及びぶりの $\alpha$ 溶血性レンサ球菌の予防

- ※・マダイイリドウイルスとは、ぶり、まだい等に体表の出血、鰓の出血を特徴とする死亡率の高いイリドウイルス感染症を引き起こすウイルスである。
- ・ビブリオ・アングイラルムとは、ぶり等に体表・鰭の出血、潰瘍を特徴とする死亡率の高いビブリオ病を引き起こす細菌である
  - ・ラクトコッカス・ガルピエとは、ぶり等に眼球の突出、鰭基部の潰瘍、異常遊泳を特徴とする死亡率の高い $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症を引き起こす細菌である。

### 2 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤の概要について

#### (1) 主成分

フェバンテル

#### (2) 対象動物

ふぐ目魚類

#### (3) 用法及び用量

1日1回、魚体重1kg当たり、フェバンテルとしてふぐ目魚類に12.5～25mgの量を飼料に均一に混じて5日間経口投与する。

#### (4) 効能又は効果

ふぐ目魚類のヘテロボツリウム (*Heterobothrium okamotoi*) の駆除

※ヘテロボツリウム (*Heterobothrium okamotoi*) とは、トラフグのエラに寄生する寄生虫である。

### 3 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）